

## 医療区分について(1)

医療区分3	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心静脈栄養 ・24時間持続点滴 ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法・胸腹腔洗浄</li> <li>・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・酸素療法 ・感染隔離室におけるケア</li> </ul>
医療区分2	<p>【疾患・状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患</li> <li>・その他の難病(スモンを除く)</li> <li>・脊髄損傷(頸髄損傷) ・慢性閉塞性肺疾(COPD)</li> <li>・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症</li> <li>・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水</li> <li>・体内出血 ・頻回の嘔吐 ・褥瘡 末梢循環障害による下肢末端開放創</li> <li>・うっ血性潰瘍 ・せん妄の兆候 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態</li> </ul> <p>【医療処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引</li> <li>・気管切開・気管内挿管のケア ・血糖チェック</li> <li>・創傷(皮膚潰瘍 ・手術創 ・創傷処置)</li> </ul>
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

13

## 医療区分について(2)

- これらの医療区分については、それぞれ項目の定義、評価の単位、留意点などが別途定められている。

(例) 2. 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

○項目の定義

循環動態および呼吸状態が不安定なため、常時、動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインを観察する必要がある等、医師及び看護職員により、24時間体制での監視及び管理を必要とする状態

○評価の単位

1日毎

○留意点

少なくとも連続して24時間以上「項目の定義」に該当する状態にあること。(初日を含む。)動脈血酸素飽和度、血圧、心電図、呼吸等のバイタルサインが、少なくとも4時間以内の間隔で観察されていること。なお、医師による治療方針に関する確認が行われていない場合は該当しない。

14